

鳥取大学 新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動指針

この行動指針は、すべての大学構成員の生命と健康、安全を守ることを目的とし、本学の活動レベルを可視化することにより構成員の適切な意識と行動の変容を促すためのものである。

令和 3 年8月 24 日現在

レベル		研究活動（研究指導含む）	授業(講義・演習・実習)	学生の課外活動	学生の入構	学内会議	事務体制
0	通常						
1	一部制限	○感染拡大防止に最大限の配慮をした上で、研究活動を継続して行うことができます。	○感染拡大防止に最大限の配慮をした上で、通常の方法で授業を行います。 学部長・研究科長等が認めた場合はオンライン授業を行うことも可能とします。	○感染拡大防止への最大限の配慮を各学生(団体)に求めた上で、課外活動を許可します。	○感染防止対策を最大限取った上で、学部学生・大学院生等の入構制限をしません。	○感染拡大防止に最大限の配慮をして、対面会議を行います。	○感染拡大防止に最大限の配慮をして、通常の勤務を行います。
2	制限(小)	○研究活動は続行できますが、感染拡大に最大限の配慮をしつつ、研究室関係者(教員・研究員・研究スタッフ)及び、学部学生、大学院生(修士、博士)は研究室等での滞在時間を減らし、可能な場合は自宅で作業することとします。 ○ディスカッション形式のゼミ及び学位論文に係る研究指導等について可能な場合は、オンラインで実施することとします。	○オンライン授業を推奨します。学部長・研究科長等が認めた場合は、対面授業を行うことも可能とします。	○各学生(団体)に活動の自粛を要請します。(部室等課外活動施設は閉鎖しない。)	○原則として、学部学生・大学院生等の授業に出席するための入構に限り入構可能とします。	○感染拡大防止に最大限の配慮をして、対面会議を行います。オンライン会議を推奨します。	○感染拡大防止に最大限の配慮をして、通常業務を行うが、職員の時差出退勤と、在宅勤務(業務の性質上可能なもの)を推奨します。
3	制限(中)	○実験・研究等を行うために、必要最小限の研究室関係者及び博士学生に限り、立入りを認めます。 ○研究室等で行う学生(卒論・修論)の研究活動については、動物の世話、装置や研究試料等の維持に関わるものを除き、原則、全面的に禁止とします。それ以外の者は、自宅での作業となります。 ○ディスカッション形式のゼミ等は、オンラインでの実施のみとします。 ○学位論文(卒論、修論)に係る研究指導は、原則、オンラインでの実施のみとします。	○原則として、オンライン授業を中心にを行います。学部長・研究科長等が到達目標達成上やむを得ない科目と認めた場合は、対面授業を行うことも可能とします。	○各学生(団体)の一切の活動を禁止するとともに、部室等課外活動施設を全て使用禁止とします。	○やむを得ずオンライン授業の学内での受講又は研究継続を認められた学部学生・大学院生等に限り入構可能とします。	○対面会議は必要最小限とし、可能な限りオンライン会議に移行します。	○大学機能維持のため、ローテーションなどにより最小限の人員による出勤とし、それ以外は在宅勤務とします。
4	制限(大)	○以下の研究室関係者及び博士学生に限り研究室へ立ち入ることとし、それ以外の者は、自宅での作業となります。なお、新たな実験・研究等はできません。 ①継続した実験等を行っており、中止すると当該研究の遂行に著しい支障が生じる業務に従事する者 ②実験生物、液体窒素・液体ヘリウムの補給のための装置等の維持・管理の他、研究活動の継続における各種安全確保等のために入室の必要がある者 ③その他自宅に対応できない重要かつ緊急の業務を行う必要がある者 ○全ての学位論文に係る研究指導は、オンラインでの実施のみとします。	○オンライン授業のみとします。	○各学生(団体)の一切の活動を禁止するとともに、部室等課外活動施設を全て使用禁止とします。	○原則として、学部学生・大学院生等の入構を禁止します。	○原則として、オンライン会議のみとします。	○以下の業務に携わる職員に限り出勤の上、業務に従事し、それ以外は在宅勤務とします。なお、出勤する場合であっても、当番制にするなど出勤回数の低減を図ります。 ①学生の教育、支援等に係る重要かつ緊急の業務 ②業務システム(人事給与システム、財務会計システム、その他情報基盤の維持管理等)を用いた重要かつ緊急の業務 ③キャンパスの維持管理に係る重要かつ緊急の業務 ④危機対策業務 ⑤その他在宅勤務で対応できない重要かつ緊急の業務
5	原則停止	○大学機能の最低限の維持のために、部局長など管理監督者の許可の下で、実験生物、液体窒素・液体ヘリウムの補給のための装置等の維持・管理の他、研究活動の継続における各種安全確保等のために一時的に入室する研究室関係者のみ立入りを許可します。	○全ての授業科目の開講を中止します。	○各学生(団体)の一切の活動を禁止するとともに、部室等課外活動施設を全て使用禁止とします。	○学部学生・大学院生等の入構を禁止します。	○緊急時を除き、オンライン会議のみとします。	○施設の維持管理、危機対策担当のための必要最小限の人員による体制とし、それ以外は在宅勤務とします。

※なお、医療関係者及び医学部附属病院における行動については、本指針の適用とはなりません。また、状況に応じて各部局ごとに判断することがあります。

※この行動指針は、授業や研究などの活動内容ごとにレベルを表しています。黄色は現在の活動制限状態を示しており、今後の感染状況の変化等により、感染症タスク・フォースにおいて見直しを行い、公表します。